

【Book Review】

Conseil Economique et Social

La politique familiale française

(Séances de 24 et 25 septembre 1991)

(Paris, Direction des Journaux officiels, 1992)

Michel Messu

Les politiques familiales : du natalisme à la solidarité

(Paris, Ouvrières, 1992)

Jacques Bichot

La politique familiale : jeunesse, investissement et avenir

(Paris, Cujas, 1992)

小 島 宏

標記の3冊はいずれも家族政策を主題として1992年にフランスで刊行された書物である。その後、1993年に入ってもクセジュ文庫から全国家族手当金庫(CNAF)副総裁のステックによる『家族給付』(Philippe Steck, *Les prestations familiales*, Paris, PUF, 1993)が出ているし、家族政策に関する雑誌論文も増えているようである。また、家族政策と密接な関係がある人口(出生促進)政策に関する研究もこのところ増えている。最近のフランスでは家族政策に関する研究ブームが進行中のようにある。

フランスはもともと他の先進諸国に比べて家族政策をテーマとした書物の刊行が多く、1984年に経済社会評議会の委員を務める社会学者エベリヌ・シュルロが同評議会の報告書を基に書いた一般読者向けの書物(Evelyne Sullerot, *Pour le meilleur et sans le pire*, Paris, Fayard, 1984)が大きな反響を呼んだことは記憶に新しい。これに触発されてカリール・カトリック研究所(Institut catholique de Lille)の

ルネ・テリが1988年に『家族政策のために』(René Théry, *Pour une politique de la famille*, Paris, Cerf, 1988)を出している。また、1985年にはフランス社会保障界の重鎮ピ埃尔・ラロックが編者の『1945年以降のフランスにおける家族政策』と題された政府報告書(Pierre Laroque, *La politique familiale en France depuis 1945*, Paris, La Documentation Française, 1985)も出たし、同報告書の報告者であるパリ大学(Université de Paris I)講師のルノアール(Remi Lenoir)もこの頃から新たな視点でフランスの家族政策に関する論文を精力的に書いてきた。しかし、ここ2~3年の状況は特別なようである。

これは国際的にみると1994年が国連が定めた「国際家族年」であることやEC域内で1989年の家族関係閣僚理事会以降、家族政策に関する研究交流が進んでいることによるものであろう。他方、国内的にみると1994年春の改正を目指して議会で家族給付制度の改革が議論されている

ことや、次の大統領選挙で家族政策が政治的争点になる可能性が強いことによるようである。さらに、これらの背景には出生率低下、婚姻率低下、離婚率上昇、有配偶女子の就業率上昇、同棲増加、婚外出生増加、片親世帯増加といった家族と人口の両面にまたがる変化がある。このような変化に対処するための指針を示すという意味も込めてこれら3冊の書物は書かれているようである。

(1) 経済社会評議会(編)『フランスの家族政策』

これら3冊のうちで最初の『フランスの家族政策』は他のものと性格が異なる。これは経済社会評議会に対する報告書として Hubert Brin が取りまとめたもので、同評議会の意見書の付属資料としての役割ももつ。同報告書は1981年に Roger Burnel によって取りまとめられた同評議会への報告書『総合的家族政策』(*La politique familiale globale*) の続編にも当たる。同評議会は10年を隔てて、家族に対する支援策の「整合性と有効性」を再検討することを使命とした報告書を作成することを政府から委託されたわけである。そして、その評価は「ヨーロッパの視点」からみた「生活様式の変化」との関連で「追求すべき目標の明確化」を目指して行うこととが求められた。

同書は意見書の部分に続く「序論」と「第1部 家族生活と家族政策の歴史と展開」、「第2部 現行家族政策の分析」、「第3部 フランスの家族政策の評価と望ましい展開過程」の3部から構成されている。巻頭の「経済社会評議会で採択された意見」は「現状」、「提案」、「付録」(票決結果と各団体の意見)から成るが、必ずしも後続部分の要約とはなっていない。まず、フラン

スにおける家族政策の目的として社会的公正、社会的再分配、出生促進を挙げ、過去20年間にこれらが変わらなかったのに対して、家族給付がますます所得制限付きになるとともに家族の構造、生活様式、期待が大きく変わったと述べている。このような認識の下に、同評議会は「家族扶養負担補償の増額」、「家庭生活と職業生活の両立の促進」、「住宅援助の再考」、「家族政策の財政的側面」の各々に関する提案をしている。

わが国にとっても示唆に富むのでそれらの内容を紹介すると、第1の「給付増額」については子供の養育費用の算定基準の精密化、一部手当の給付条件の再検討、短期的改善策(所得制限の均一化、子供の年齢制限の引き上げ、家族扶養手当の再検討)、中期的改善策(年齢による増額の改正、末子への給付継続、家族補足手当の家族手当への統合、奨学金増額、家族手当と最低所得保障給付(RMI)の調整、海外県の家族給付改善)が提案されている。第2の「両立促進」については母性保護と有給出産休暇の普遍化、両親の時間の自由度拡大(第3子出産後の就業中断の実現可能性の拡大、父親の家庭生活への参加促進、就労時間の選択可能性の多様化、病児看護休暇・病児看護手当等の親の就労時間短縮制度新設)、子供の保育状況(施設・家庭内)の改善、バカンス援助の拡大と社会福祉サービス・施設の整備が提案されている。第3の「住宅」については住宅手当改善を目的とした調査研究の促進、短期的施策としての大家族向け住宅建設の促進や25歳以下の同居子弟への住宅手当給付が提案されている。第4の「財政」については家族への財政的支援の状況の総合的調査の実施、家庭と仕事の両立を促進するための財政的支援の拡大、財政支出の再区分(家族関係以外の手当の除外)が提案されている。

これらの提案の後に報告書本体が続く。その第1部は「家族の歴史と社会学」、「家族政策の起源と展開」、「ヨーロッパにおける家族と家族政策」の3章、第2部は「一般的な性格をもつ施策」、「特殊な性格をもつ施策」、「家族政策の費用と財源調達」、「海外県における家族政策の特殊性」の3章、第3部は「前書き」、「家族政策は必然的に総合政策であるため、現代社会の社会学的、経済的展開を統合する必要がある」、「家族の期待に沿った対策の条件」の3章から成る。

これらの3部のうちで第1部と第2部はどちらかといえば事実の記述である。それらに基づいて評価を加えた第3部が興味深いのでその内容を紹介すると、第1章の「前書き」では給付の多様性、複雑性、政策主体の多様性、家族政策が単数か複数か（メッシュの著書とビショの著書の題名を参照）、家族政策の有効性の5つの問題を論じている。第2章の「家族政策は……」では総合政策である理由、現在では子供が選択の対象であること、家族政策の将来を論じている。第3章の「条件」では家族政策による移転支出の規模が大きなもので、フランス人はそれに対して愛着をもっているが、単純化が必要であること、社会学的変化に伴う目的の明確化が必要であること（母親の就業率上昇に伴う家庭生活と職業生活の両立を促進する必要性の高まり、予定子供数実現のための条件、家族の優先性と子供の権利）、望ましい展開過程（原則を冒瀆することもモデルの定義に陥ることもなく家族政策を誤解可能なものにすること、家族政策の展開の座標軸）を論じている。

巻頭の提言の一部はこの第3部における議論に基づいていることは明らかであるが、直接的な対応関係は必ずしも明らかでない。いずれに

しても、これら3部からなる経済社会評議会に対する報告書の部分はさすがに包括的かつ系統的で、バランスのとれたものとなっている。しかしながら、当然のことながら主張を展開するというよりも問題を提起することに重点を置いているようである。

(2) ミシェル・メッシュ（著）『家族政策一出生促進から連帯へ—』

本書の著者は社会政策評価と結婚・家族を専門とする社会学者で、有力な半官半民のシンクタンク生活状態研究観測センター(CREDOC)の研究員の職にあるが、レンヌ大学(Université de Rennes)講師も務めている。本書刊行の前年に博士論文を基にした『社会的扶助対象者—社会集団のアイデンティティー分析—』(Les assistés sociaux : analyse identitaire d'un groupe social, Paris, Privat, 1991)を出版した。本書は家族政策の思想的背景と歴史的展開に焦点を合わせており、他の2冊と比べてどちらかといえば一般読者向けに書かれている。

同書は「序論」、第1章「家族政策のイデオロギー的起源」、第2章「システムの構築」、第3章「家族政策の現実の課題」、「結論」から成る。「序論」では家族政策が複数の施策として実施されているので、複数のものとして論じる必要があること、創設者の意図と現実の施策は常に異なること、出生促進と連帯（恵まれない層に対する「社会的給与」）の間を常に思想の振り子が揺れ動いてきたこと、同書では家族政策がどのような形態の社会的公正（普遍性か選別性か）に結び付きながら歴史的に展開してきたかを追跡することが述べられている。

第1章では出生促進論(natalisme)と家族擁護論(familialisme)が家族政策促進運動の二大

潮流でそれらの間に葛藤があったこと、企業経営者の間でも労働者を定着させ、統制するために家父長主義的な率先行動をとった者がいたこと、社会主義と社会キリスト教主義の労働組合の運動もあったこと、「家族給与」に対する疑問が呈されつつも1910年代の議会でさまざまな勢力の妥協が図られたことが論じられている。第2章では1920年代に議会で再び論争が展開されたが、審議会等には家族擁護団体の代表が参加するようになったため、家族給付制度構築の政治的的前提条件が整備されたこと、1930年代には家族給付制度が強制的、普遍的な方向に進み、1939年に家族法典が制定され、1946年に家族給付が社会保障制度に統合されたこと、終戦直後に家族政策の黄金時代が到来したが1960年代に後退したこと、1970年代に新出生促進論が現れて家族給付が改善・拡張されたり、負の所得税が考慮されたりしたことが論じられている。

第3章では1981年の社会党政権成立直前に第3子優遇措置が行われたこと、社会党政権成立後に思想的背景は異なるが家族給付の大幅な改善が行われたこと、家族給付が女性の就業と家族形態に関して中立的でないことが論議されたこと、子供の権利が重視されるようになってきたこと、1982年から家族政策の改悪が始まり、財源の見直しや対象の縮小が行われたこと、1986年に議会の与党が変わり、再び第3子優遇措置が行われたが、1988年に社会党が政権に返り咲くと再び家族給付が福祉の方向に向かい、RMIの実施がCNAFによってなされるようになり、1991年にはCNAFが一般化社会保障拠出金（CSG）を配分されるようになったことが論じられている。「結論」では現在の（そしておそらく将来の）家族政策は出生促進政策ではありえず、せいぜい目標集団の子供の扶養に対する

支援という性格を主張できるだけであること、すなわち「連帯」と好んで呼ばれるものの一側面でしかりえないことが述べられている。

確かに、同書は「序論」にあるような二元論的な視角から家族給付を中心とする家族政策の歴史的展開を戦前・戦後を通じて追跡した書物としてそれなりに評価できる。しかし、家族政策と出生政策を必ずしも厳密に定義していないし、両者の関係も明確に論じていない。また、出生促進論と家族擁護論（連帯論）の思想的な背景は論じているが、分析のための理論的枠組みを明示していない。戦前の展開についてはセカルディの『家族給付の歴史』（D. Ceccaldi, *Histoire des prestations familiales*, Paris, UNCAF, 1957）やタルミーの『家族擁護運動の歴史』（R. Talmy, *Histoire du Mouvement Familial en France 1886-1939*, Paris, UNCAF, 1962）といった古典ともいえる書物、戦後の展開については前述のラロック編の書物等があるのでオリジナリティーという点では若干見劣りする感じがする。しかし、最近の政策動向についてはCREDOCの研究成果を利用しているためか、比較的良好く書かれている。もっとも、出生促進論と家族擁護論は必ずしも相互排他的ではないので、二元論的な議論は明快かもしれないが正確ではないかもしれない。特に、多元論的なアプローチをとるルノアールの各種論文（例えば、“L'état et la construction de la famille”, *Actes de la Recherche en Sciences Sociales*, no. 91/92, 1992）と比べるとそのような感を否めない。

(3) ジャック・ビショ（著）『家族政策—若年層、投資、将来—』

本書の著者は社会保障を専門とする経済学者

で、リヨン大学 (Université Lumière-Lyon 2) 教授を務めるとともに家族調査研究所 (Institut de Recherches et d'Etudes Familiales) 所長とフランス家族連盟 (Fédération des Familles de France) 会長の職にもあり、さらに経済社会評議会のメンバーでもある。同書とほぼ同時に『社会保障の経済学』(*Economie de la Protection Sociale*, Paris, Armand Colin, 1992) という書物を出したが、類書が少ないこともあり、同書と同様に好評を博している。さらに、1993年には『西暦2000年の定年退職とは?』(*Quelles retraites en l'an 2000?*, Paris, Armand Colin, 1993) を出し、同書と同様に社会保障制度の人口学的側面に考慮を払いながら議論を展開している。

同書はどちらかといえば経済学の教科書向きに書かれており、理解を助けるために図表も多用され、内容も包括的である。構成も「序論」と「結論—経済分析から倫理的、政治的選択へ—」の間に「第1部 基礎」、「第2部 事実」、「第3部 問題」が挟まれており、理論、歴史、現状分析の順に系統的に並んでいるため分かりやすい。そして、第1部は「第1章 世代間の交流—アンシャン・レジームから現在まで—」、「第2章 家族政策の全体的機能と課題」、「第3章 家族政策の（予想内・予想外の）サービス」の3章、第2部は「第4章 1948年までのフランスにおける家族政策の歴史」、「第5章 1949年以降の展開と現状」の2章、第3部は「第6章 家族の生活水準」、「第7章 生活水準と税制」、「第8章 就業、出生力、定年退職」の3章から成る。

「序論」によれば、家族政策は一方的援助としてとらえられがちであるが、経済学者は一方的な贈与ではなく、交換の要素も含む可能性があると考える。同書は、家族政策の受益者であ

る家族が純粹に援助を受けているだけなのか、その代わりとしてサービスを供給しているのかを明らかにすることを目的とする。第1の場合には家族政策は所得再分配であり、第2の場合には交換経済の一要素である。同書の結論は、家族が社会に対してサービスを供給しており、それを評価すると家族政策の枠内で受け取るものより多くの可能性が強いというものである。従って、交換が存在し、その交換の中で家族が特に優遇されていないことが示される。これは、西欧社会が再生産を保証する者よりも生産に貢献する者を優遇することによる。経済学者はそれこそ先進諸国における低出生率の要因であると考える。すなわち、家計は交換が最も有利になる方向に活動を振り向けるので、職業キャリアが親としての責務よりも有利であれば、出産活動を止めて求職活動を始める。

「結論」によれば、経済分析により家族政策が若年層に対する人的資本投資（すなわち社会化された世代間の交換）であることが確認され、若年層への投資と老年層の扶養を協力して行う社会保障制度の各部門を別個に扱うことがナンセンスであることが示された。この背景には経済的現実からみると年金の拠出金と受給権が切り離されており、拠出金を通じた若年層への投資こそ受給権に実質的な内容をもたらしていることがある。しかし、このような経済的メカニズムが知られておらず、家族政策が壮年層全体にとって利益があるような若年層への投資としてではなく、家族ないし一部の家族に対する支援として認識されている。その結果、投資の果実が社会化されているにもかかわらず、投資の源泉は部分的にしか社会化されていないような政策が続いている。最後に筆者は、家族政策が交換的公正 (justice commutative) と選択の自

由を尊重するようなものでなければならないとし、そのための政策提言として年金権の付与を若年層への投資に対応したものに改革すること、教育、家族給付、若年層の疾病保険に対する拠出を統合すること、20種類以上の家族給付を2種類（所得制限の有無による）に統合することを挙げている。

同書は社会保障制度の人口経済学的側面に関して非常に示唆に富み、この内容は著者がいうように家族政策に関する倫理的考察に「文化大革命」をもたらしうる。年金と子供数を結び付けるというアイデアはポピュレーション・カウンシル (Population Council) のデメイン (Paul Demeny) によって唱えられてきたが、家族給付と老齢年金（そして医療保険と教育支出）を統合した枠組みの中でそれを実施するというアイデアは画期的なものかもしれない。これは家族給付が社会保障制度の中で大きな位置を占めるフランスだからこそ出てきたのかもしれない。しかし、家族政策手段としてのフランスの税制（負の所得税の可能性を含む）がそれとの関係でどのような役割を果たすべきなのかが明示されていない。また、同書はある意味で年齢差別主義に基づく不平等の是正を提言しているわけであるが、性差別主義に基づく不平等の是正については言及していない。さらに、フランス社会で無視できない割合を占めるようになった入移民の取扱いについても言及されていないが、人口学的にみて移入政策と（家族政策の手段を通じた）出生促進政策の間にはある程度の補完性があるので、この点にも触れて欲しかった。

これら3冊の書物に示された家族政策の改善提案の一部は妥当なものであると思われるが、

現在の不況下では実現が難しいものもあるし、たとえ実現しても他の政策との整合性を保つことが難しいものもあるかもしれない。実際、1993年11月末にフランス国立人口研究所 (INED) 前所長のジェラール・キャロ (Gérard Calot) が来日した際、1994年春の家族給付制度の改訂に向けて就業・非就業の決定に対して中立的な「自由選択手当」とでも呼べるもののが検討されているが、現在の厳しい経済情勢の下では大幅な改善が難しいであろうと述べていた。また、ビショの最近の共著論文 (J. Bichot et D. Marcilhacy, "Le sacrifice de la politique familiale au printemps 1993," *Droit Social*, No. 7/8, 1993) では不況対策としての1993年春の雇用・年金政策の変更が家族政策に対して悪影響を及ぼす可能性が強いとも述べている。

他方、CNAF 内部でも1993年3月に家族手当将来計画 (Le Projet des Allocations Familiales) が策定され、10月に公開されたが、この計画は家族部門の施策を統合・強化とともに、共通の目的に沿って他の部門の施策との連携を強化することを目指している。しかし、その計画の成否は地方レベルでの予算配分過程によるところが大きいといわれるので、やはり現在の不況下では難しいかもしれない。なお、3冊の書物の内容の一部は近刊の拙稿の中で触れられているので、ご興味のある読者は拙稿「フランスにおける家族政策の効果」(『人口問題研究』第49巻4号、1994年1月) と「家族政策の概念」(『人口問題研究』第50巻2号、1994年7月刊行予定) を参照されたい。

(こじま・ひろし

厚生省人口問題研究所人口政策研究室長)